

## 医療提供体制のより一層の強化を求める意見書

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき発出された緊急事態宣言について、石川県では5月14日に、そして全国的には5月25日に解除となった。大きな苦痛を伴った社会・経済活動等の自粛のほか、医療の最前線で昼夜を問わず奮闘している医療従事者及びその関係者の献身的な尽力により、現在、新型コロナウイルス感染症拡大の抑制に一定の成果が現れているところである。

今後は、次の感染の波を抑制しつつ、社会・経済活動を段階的に引き上げていく必要があり、経済活動を再開させ、着実な回復を図っていくためには、感染の第2波、第3波に備えた医療提供体制の整備が不可欠である。

よって、国におかれては、今後の感染拡大に備えて医療提供体制のより一層の充実・強化を図るため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 検査件数の急増に備え、人員削減等により業務過多となっている保健所や地方衛生研究所の体制強化のための支援を講ずること。
- 2 PCR検査等に使用する試薬や抗原検査キットについて、感染拡大の第2波以降に備えて安定的に検査が実施できるよう、十分な量を確保すること。
- 3 マスク・防護具等の医療用物資について、感染拡大の際に全国的に不足が生じないように、備蓄を進め、十分な量を確保すること。
- 4 感染症患者の受入れを進める医療機関について、感染症患者専用病床に人員を集中することで生じる人員不足によるその他病床の休床や、入院患者の減少によって生じた収支悪化に対する財政支援を講ずること。
- 5 医療従事者等に対する慰労金を速やかに支給するとともに、感染症患者と接する医療従事者等への手当について財政支援を講ずること。
- 6 医療従事者やその家族に対する偏見や差別の撲滅に向け、啓発活動を強化すること。
- 7 公立・公的病院再編検討の先送りについて、再検討に当たっては地域の実情に即し、地域医療の最後の砦としての役割を担っていることを十分に踏まえて行うこと。
- 8 感染症患者の即時受入れ可能な病床を継続して確保するため、緊急包括支援交付金や地方創生臨時交付金の繰越しなど、柔軟な執行を認めるとともに、翌年度以降も継続して充実を図ること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月22日

石川県金沢市議会議長 野 本 正 人

## 新型コロナウイルス感染症の影響下における看護師等学校養成所と看護学生に支援を 求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大により、看護職を目指す学生や教職員にも大きな影響が及んでいる。特に臨地実習においては、その意義の重要性から、実習施設と看護師等学校養成所の双方において受入れ時期や実習方法の調整が求められている。

しかし、多くの実習施設では、感染防止の観点から臨地実習の受入れを停止あるいは延期する事態となっているため、看護師等学校養成所はシミュレーション教育の強化や遠隔授業への切替えなどを迫られている。また、今春より医療機関などに就業している新人看護職への教育にも遅れが見られる中、看護職の離職の原因としてリアリティー・ショックの指摘もされている。看護師等学校養成所における教育の工夫や学生の努力によって、専門職として必要な知識や技術の習得に励むにしても、教育機会の不足や時間数の問題など、課題が残る。

よって、国におかれては、国民の生命と健康を守る専門職として臨床の場に出る前に、必要十分な教育を受ける機会を確保し、教育の質を担保するために、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

### 記

- 1 看護師等学校養成所で臨地実習に代わる教育方法が可能となったが、看護師等学校養成所ごとの判断による教育方法の差が懸念されることを踏まえ、教育の質を担保する観点から、臨地実習に代わる教育方法に関する具体的な範囲や例示等の提示を図ること。  
また、それらの教育方法によって単位取得ができ、国家試験の受験資格としても認められるよう明確な方針を示すこと。
- 2 必要な教育の実施や教育水準の維持のための教材購入及び遠隔授業の環境整備について財政措置を講じること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月22日

石川県金沢市議会議長 野 本 正 人

## 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮が日本人の拉致を初めて認め、謝罪した2002年（平成14年）の日朝首脳会談以降、5名の拉致被害者とその家族の帰国は実現したものの、17名の政府認定の拉致被害者はいまだ北朝鮮に残されたままである。このほかにも、拉致の可能性を排除できない行方不明者は石川県関係者9名を含む878名に上る。

これまで北朝鮮は、我が国の主権並びに日本国民の生命・安全に関わる拉致問題について、極めて不誠実な態度を取り続けてきた。2008年（平成20年）8月には、日朝実務者協議における合意に基づき、一旦は北朝鮮が拉致被害者に関する全面的な調査を行うこととなったが、北朝鮮からの一方的な通告により、合意事項が実施されない状況が続いている。また、2006年（平成18年）以降には、国際社会からの再三の警告にもかかわらず、北朝鮮は弾道ミサイルの発射及び核実験を繰り返してきた。

拉致事件の発生から既に40年以上が経過しており、横田めぐみさん（当時13歳）の父、横田滋さんが本年6月5日に死去されたことに象徴されるように、拉致被害者及びその家族の置かれている状況を踏まえると、これ以上時間を費やすことは許されない。

よって、国におかれては、北朝鮮による日本人拉致被害者全員を一刻も早く救出し、拉致問題を完全に解決するため、2002年の日朝平壤宣言の精神に立って、拉致問題はもとより、核問題などの包括的解決を図るという立場を堅持し、六カ国協議の再開など、さらなる国際協調を図るとともに、制裁措置と併せて二国間での対話も進めるなど、あらゆる機会を逃さず全力で取り組むよう強く求める。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月22日

石川県金沢市議会議員 野 本 正 人

## 匿名によるSNS上での誹謗中傷等の抑止及び被害者救済のための法改正と環境整備を求める意見書

先般、テレビ番組の女性出演者が、匿名によるSNS上での激しい誹謗中傷により自ら命を絶ったと思われる痛ましい事態が生じ、このような心ない誹謗中傷が多くの人を傷つけ、命までも奪う事態となっていることへの早急かつ実効性のある対策が求められている。

近年、スマートフォンの普及が進み、インターネット上のサービスも多様化していることで、総務省の調査では、モバイル機器によるSNS等のソーシャルメディアの利用時間は平成24年から平成30年までの7年間で約4倍にまで伸びている。それに伴い、総務省が運営する違法・有害情報相談センターへの相談件数は、平成27年より5年連続で5,000件を超え、令和元年度のインターネット上での人権侵犯事件は約2,000件を記録するなど、SNS等へ書き込まれる誹謗中傷やいじめ行為などは後を絶たず、インターネット上での匿名の書き込みによる人権被害は大きな社会問題となっている。

しかしながら、現行のプロバイダ責任制限法の下では、SNS管理者等が発信者の氏名・住所等の情報を保有していない場合が多いこと、その場合に発信者を特定することが技術的に困難であること、SNS管理者等が権利侵害を判断することが難しく発信者情報が任意に開示されないケースが多いこと、発信者の特定のための裁判手続に段階を踏む必要があること、大手SNS管理会社が海外法人であるなど発信者の特定のための裁判手続に時間を要すること等を理由に、SNS上の誹謗中傷について匿名の発信者を特定してからの訴訟や、書き込みの削除を行うには、相当な手間と時間がかかり大変な困難を伴うことから、被害者が泣き寝入りするケースが多いのが現実である。

よって、国におかれては、現在、請求手続の簡素化や開示情報の拡充等の制度改正を進めているところだが、SNS利用者の表現の自由や通信事業者の秘密保護等も最大限尊重しつつ、匿名による誹謗中傷等の徹底した抑止及び被害者救済に向け、下記の対策を確実に講じるよう強く要望する。

### 記

- 1 匿名による誹謗中傷等を行った発信者情報の開示対象の見直し及び開示手続の円滑化を実現するための早急かつ実効性のある法整備を行うこと。
- 2 SNS運営会社等の利用規約において、誹謗中傷等行為の禁止及び必要かつ適切な措置の義務化を行うこと。
- 3 誹謗中傷等を受けた被害者を救うため、警察や各自治体、支援団体等との連携による相談窓口体制の強化と周知を行うこと。
- 4 SNS等の健全な利用に向けたモラル向上を図る教育や啓発等を実施すること。  
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月22日

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続的な交付等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本市では、4月13日に市独自の緊急事態宣言及び県独自の緊急事態宣言が発出され、また、同月16日には国により石川県が特定警戒県に位置づけられた。これを受けて、多くの事業所や店舗が自主的に、または、県の要請に応じて営業を自粛することを余儀なくされたことにより、リーマンショックを上回る地方経済の悪化が引き起こされている。このため、経営基盤の弱い中小企業・零細企業の事業者からは行政による支援を求める声上がる一方で、各方面から医療体制の強化、衛生資材の確保など、行政へ支援を求める声が上がった。

これらの声に応えるため、本市では、中小企業者の資金需要を支援する融資制度の創設や、相談・検査体制、医療・救急体制の強化、保育所等への衛生資材の提供など、基礎自治体として必要な対応を実施してきているところである。併せて、市民への特別定額給付金については迅速に給付できるよう最大限の努力をしているところであるが、一方で国の雇用調整助成金及び持続化給付金がなかなか交付されないとの声を耳にすることもあり、早急な交付が望まれる。

また、各種施策を実施するには財源が必要となるが、市の自主財源である財政調整基金等から支出するには限界があり、今後も状況に応じて様々な対策を講じていかなければならない中で、国による継続的な財政支援が引き続き必要不可欠である。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症対策のため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

### 記

- 1 地域の実情に応じたきめ細やかな対応を実施可能とする新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、地方自治体が長期にわたって十分な対策を取ることができるよう今後も継続的に交付するなど、十分な財政措置を講ずること。
- 2 雇用調整助成金や持続化給付金など、国支援事業を迅速に実施すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月22日

石川県金沢市議会議長 野 本 正 人

小中学校及び高等学校の臨時休業に伴う児童・生徒の「学びの保障」を実現するための支援策のさらなる強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症対策本部において、小中学校及び高等学校等における一斉臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されたことに伴い、本市では、3月5日から3月19日まで市立小中学校及び高等学校を臨時休業することとした。その後、本市及び全国で新型コロナウイルス感染症がさらに拡大したことに伴い、本市では4月13日から5月31日まで同じく小中学校等が臨時休業となり、6月1日から学校が再開した。

このような中、本市では、臨時休業で生じた学習の遅れを取り戻すため、土曜日の活用や時間割編成の工夫などを検討しているが、学習の詰め込みや教員のさらなる多忙化などが課題となっている。

国の令和2年度第2次補正予算では、学習保障に必要な人的体制の強化のため、小中学校の最終学年を少人数学級にするために必要な教員の加配や、退職教員や教員志望の大学生などを想定した学習指導員等の追加配置などを計上しているが、補助率が低いことや人材の確保が難しいことが課題となっている。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症による小中学校及び高等学校の臨時休業に伴う児童・生徒の「学びの保障」を実現するために、予算拡充を含めた支援策をさらに強化するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月22日

石川県金沢市議会議長 野 本 正 人

台湾の世界保健機関へのオブザーバー参加を引き続き支持し、必要な支援を強く求める意見書

世界保健機関（WHO）は、中国で発生した新型コロナウイルス感染症が中国以外の地域にも広がり始め、国際的な協力態勢が必要であると判断して、1月31日に、国際的に懸念される公衆衛生の緊急事態を宣言した。

こうした状況の中、台湾では早期の適切な対策が功を奏し、5月末時点で累計感染者数は442人、死者数は7人と、世界的にも低い数値を示している。この台湾の対応は世界から高く評価され、台湾のWHOへの参加を支持する声が国際社会から相次いで上がっている。5月18日と19日に開催されたWHOの年次総会には、台湾のオブザーバー参加が認められなかったが、日本を含む多数の国が台湾のWHOへの参加について言及した。

国際的な保健課題への対応に当たっては、地理的空白を生じさせるべきではなく、特に全世界に甚大な影響を与える感染症に対しては、台湾のように公衆衛生上の成果を上げている地域を含め、自由で、透明かつ迅速な形で各国及び地域が持っている情報や知見を広く共有することが重要である。

よって、国におかれては、各国及び我が国における新型コロナウイルス感染症のいち早い収束を図るためにも、台湾の世界保健機関へのオブザーバー参加を引き続き支持し、実現に向けて必要な支援を行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月22日

石川県金沢市議会議長 野 本 正 人